


No	質問	回答
全般事項		
A-1	国や県の補助制度との併用は可能か。	併用できません。 なお、新潟県が協定を締結し実施している太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業は補助制度ではないため、共同購入と当補助制度の併用が可能です。 <a href="https://group-buy.pref.niigata.lg.jp/solar/niigata/home">https://group-buy.pref.niigata.lg.jp/solar/niigata/home</a> 
A-2	工事完了が来年の3月になる予定です。申請できますか。	申請できません。工事・手続・支払など全て完了させ、来年2月末日までに実績報告書を提出していただく必要があります。
A-3	中古設備、中古住宅は対象となりますか。	対象となりません。
A-4	申請書提出前に、補助対象設備を設置しました。これから申請しても対象となりますか。	対象となりません。先ず補助金の申請をしていただき、交付決定を受けてから事業着手（契約行為等）していただく必要があります。
A-5	一つの法人が複数の事業所に補助対象設備を導入することは可能ですか。また、複数申請は可能ですか。	複数事業所への導入可能。事業者による太陽光発電設備設置の場合、一事業（一つの契約・発注）につき上限100万円まで、申請は一事業ごとに行うこと。
A-6	社屋の屋上に太陽光発電設備を設置するために補助金を申請した後、社屋のカーポートにも太陽光発電設備を導入したい。複数回の補助金の申請は可能か。	同一設備（同一メニュー）の複数回申請は認められません。 法人に限らず、個人の方、同一世帯に属する方も同様とします。
A-7	補助金を受けた設備について、事業終了後の留意点は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定耐用年数の間、当該設備の譲渡、交換、貸付、廃棄または担保とすることは禁止です。</li> <li>・上記の期間、財産に係る台帳その他事業に関する関係書類を保管しなければなりません。なお、電磁的記録による保管としてもよいです。</li> <li>・各種計測データの提供にご協力いただきます。</li> </ul>
太陽光発電設備及び蓄電池の要件等について		
B-1	余剰電力の売電は可能ですか。	FIT及びFIPを活用しての売電はできませんが、それ以外の売電は可能です。
B-2	補助対象設備による温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度を活用してもよろしいですか。	法定耐用年数（太陽光発電設備：17年）を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録はできません。

No	質問	回答
B-3	申請書の「太陽光発電設備の容量」を記載する欄に、注意書きで「※太陽光パネル容量とパワーコンディショナー容量の低い方を…ご記入ください。」と記載されているが、どちらを記載するのが正しいのか。	太陽光パネル容量とパワーコンディショナー容量のいずれか小さい方を記載してください。（小数点以下切り捨て）
B-4	要件である自家消費率30%以上（事業所は50%以上）を達成できなかった場合はどうなりますか。	設備稼働後、年間実績を報告していただきます。自家消費率が30%未満（事業所は50%未満）になる場合、補助金を返還していただく可能性があります。計画時のシミュレーションを緻密に行い、過度な規模の設備とならないようにしてください。
B-5	既に太陽光発電設備を設置しているので、蓄電池を新たに設置しようと考えています蓄電池単独での設置は対象となりますか。	対象となりません。蓄電池については、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に導入する必要があります。
B-6	既存建築物への太陽光パネルの後付け設置も対象となるか。	本事業で太陽光パネルとパワーコンディショナーを導入する場合、対象となります。（パワーコンディショナーの導入がない場合は、交付対象とはなりません。）
ZEHの要件等について		
C-1	BELS以外の認証でもよいか。	原則、BELS認定書を取得してください。建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能表示（第三者認証を受けているものに限る）において、『ZEH』等の省エネルギー性能評価の認証を取得する必要があります。
C-2	補助申請時にBELS認定書の取得が間に合わない場合でも補助申請は可能か。	申請時にBELS認定書が取得できない場合は、BELS認証を満たす計算根拠（外皮性能及び一次エネルギー消費量計算結果等）を提出し、認定書は実績報告時に提出してください。実績報告時にBELS認定書が無い場合、補助金を交付できません。
C-3	申請対象となるZEH住宅に申請者が居住していない場合も申請できるか。	申請できません。
C-4	交付申請時に「新築する住宅の所在地」が確定していない場合はどうすればよいか。	交付申請書には現在の予定地で記入し、実績報告時に確定後の所在地を記入してください。

No	質問	回答
申請手続きについて		
D-1	申請書類はどこで入手できるか。	市HPからダウンロードしてください。
D-2	申請書類に不足等があった場合、受付けてもらえるか。	一時預かりになります。申請者本人に連絡しますので、すみやかに不足書類を提出してください。
D-3	申請書類は申請者本人が手書きする必要はあるか。	申請者の手書きである必要はありません。 また、Microsoft Wordに入力で問題ありません。
D-4	共通の申請書類にある【設置場所及び付近の見取り図】は、グーグルマップなどのスクリーンショットでも問題ないか。	利用するサービスの利用規約に則っていれば問題ありません。
D-5	申請書に記載する工事着手日は何を記載すればよいか。（工事着手日、契約日など）	工事の請負契約日または工事着手日のいずれか早い方を記載してください。
D-6	申請書に記載する完了日は何を記載すればよいか。（工事完了日、支払い完了日など）	工事完了日または支払い完了日のいずれか遅い方を記載してください。
D-7	都合により申請を取り下げたい	「補助金（変更・中止・取下）承認申請書」の提出が必要のため、事前にご相談ください。
D-8	申請を取り下げた場合、書類の返却は可能か。	申請書類は返却できません。
D-9	交付決定後、やむを得ず導入する太陽光発電設備や蓄電池のメーカー・容量を変更したいが、認められるか。	導入設備が変更になる場合、補助金事務局（TEL：0258-88-0102）に連絡してください。（「変更・中止・取下承認申請書（別記第5号）」と、交付申請時に提出した添付資料から変更が生じる書類を提出いただきます。） 事業費の増額変更は、予算状況によっては認められない場合がありますのでご了承ください。